

香取広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 7 年 4 月 1 日

香取広域市町村圏事務組合管理者

香取広域市町村圏事務組合事務局及び出先機関における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

（1）女性職員の活躍に関する状況把握

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

① 採用した職員に占める女性職員の割合

各年度採用者	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
女性	0	0	0	1	1
男性	6	2	1	5	2
女性の割合	0%	0%	0%	16.7%	33.3%

※構成市町からの派遣職員を含む

② 職員に占める女性職員の割合

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
女性	3	3	3	4	5
男性	53	52	47	45	42
女性の割合	5.4%	5.5%	6.0%	8.2%	10.6%

③ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
女性管理職員数	0	0	0	0	0
全管理職員数	3	3	3	3	3
女性の割合	0%	0%	0%	0%	0%

(2) 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- ① 女性職員の割合を5%以上で維持する。
- ② 職員の年次休暇の消化率を、60%以上とする。
- ③ 超過勤務の上限時間を年間360時間以内とする。

4. 女性職員活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

- ① 仕事と家庭の両立ができるよう、女性職員が継続して働ける環境を整える。
- ② 本計画の趣旨を説明の上、年次休暇の取得を促す。
- ③ 特定の職員に時間外勤務が集中しないよう業務体制づくりに努める。